

### 第3 無窓階

問1 シャッターと両開き戸が二重に設けられた開口部の取扱いについて、図1の場合、1～3のいずれによるべきか。また、図2の場合はどうか。

- 1 有効開口部の面積は②又は③のいずれか一方とする。一部分に偏在しているため規則第5条の2第1項の「2以上有する…」に該当しないものとする。
- 2 有効開口部の面積は②、③の開口部の合計とする。
- 3 シャッター①を開けた状態を開口部面積とする。

図1  
(平 面 図)

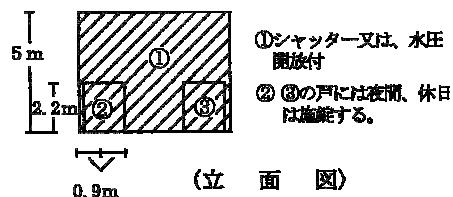
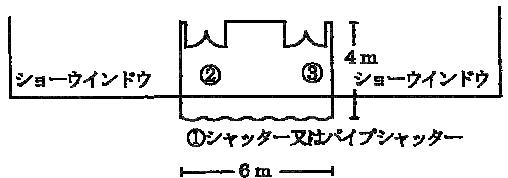
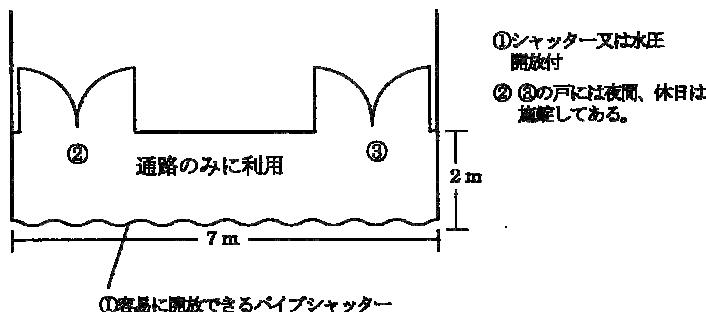


図2



答 設問の図1の場合は、規則第5条の2第1項の避難上又は消火活動上有効な開口部（以下「開口部」という。）とは、認められない。

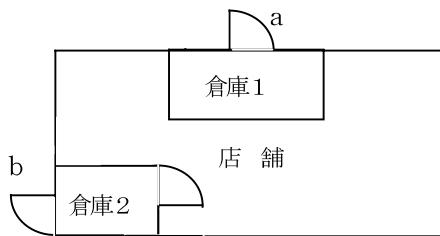
ただし、設問の場合のシャッターが屋内からも手動により開放でき、かつ、両開き戸が屋内及び屋外から手動で開放できる場合は、②及び③の部分はそれぞれ開口部と認めてさしつかえない。

設問の図2の場合は、図1の場合によられたい。

（昭和54年4月27日付消防予第91号）

(無窓階の判定について)

問2 次図の場合、開口部a及びbはいかに取り扱うべきか。



建物の状況

倉庫1：店舗内部に往来できない

倉庫2：店舗内部に往来できる

開口部a・b：いずれも開口部の要件を満たす。

(1) a、b いずれも有効な開口部として面積に算定する。

(2) b のみ有効な開口部として面積に算定する。

(3) 倉庫1の床面積を除外して無窓階を判定する。

答 (1) によられたい。

ただし、開口部aは規則第5条の2第1項後段の開口部（2以上の開口部）としては認められない。

(閉店後シャッターにより閉鎖する開口部の取扱いについて)

(昭和50年6月16日付け消防安第65号)

問3 パチンコ店で、営業中は出入口等の開口部が避難上有効に30分の1以上あるが、閉店後無人となり上記避難上有効な開口部は閉鎖され（重量シャッター）無窓となる。このように営業中無窓階でないものが閉店後無窓階となる場合、両方とも満足しなければならないか。

答 原則としてお見込みのとおり。ただし、設問のような状況が明確で、人命安全上特に支障ない場合には、営業中無窓階でなければさしつかえないと解する。

(既存防火対象物における無窓階の取扱いについて)

(昭和50年6月16日付け消防安第65号)

問4 無窓階の取扱いについて、今回の改正で（規則第5条の2）既存の防火対象物で無窓階として判定され、その後変更していない防火対象物の取扱いについて

(1) 特定防火対象物について現行基準を適合させる。

(2) 特定防火対象物以外の防火対象物については適用しない。

答 (1) お見込みのとおり。

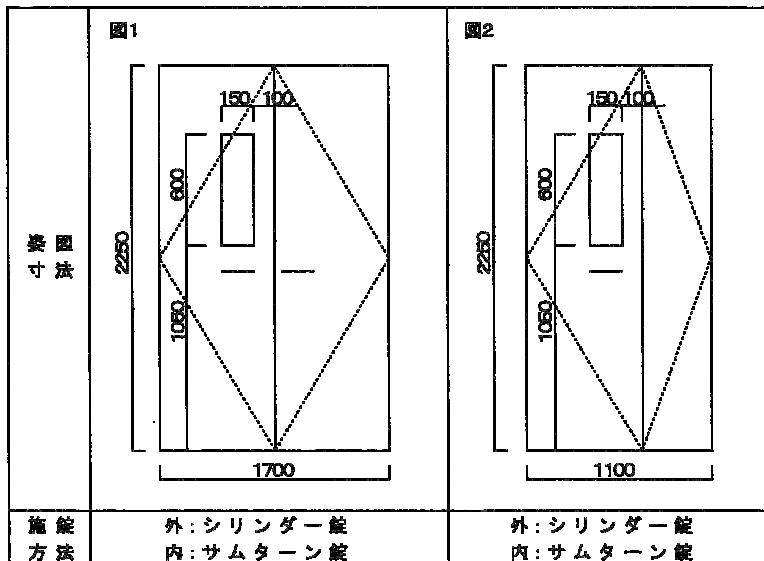
(2) 消火器、避難器具及び令第34条の消防用設備等については適用する。

(合わせガラスの取扱いについて)

問5 削除

(ガラス小窓付き鉄扉の取扱いについて)

問6 下図のガラス小窓付き鉄扉は、省令第5条の2第2項第3号に規定する開口部に該当するものと解してよいか。

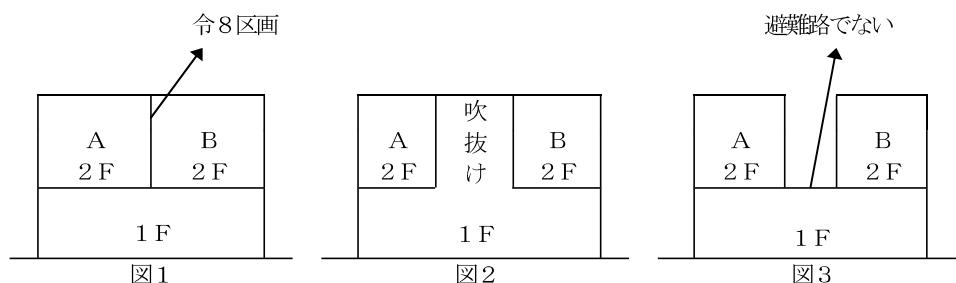


答 ガラス小窓を局部破壊しサムターン錠を開錠できる場合は、お見込みのとおり。

(平成14年9月30日付け消防予第281号)

●無窓階の判定、解釈について (昭和57年5月8日付け消防予第102号)

問6 無窓階の判定について



上図の場合、いずれも2階のA部分とB部分との往来が直接できないとき、又はほとんどできないときはA・Bとも単独で無窓階の判定をしてもよい。

答 図1から図3までにおいてA部分及びB部分を併せて判定すること。なお、A及びBの部分に平均して開口部を設けるよう指導されたい。

#### 第4 収容人員の算定

問1 理容院、美容院の収容人員の算定方法はいかにすべきか。

答 従業者の数と待合の部分を  $3\text{ m}^2$  で除して得た数とを合算して得た数とする。なお、待合部分の面積算定については、実態に応じて判断されたい。

問2 令別表第1(5)項イのダブルベッド及びセミダブルベッドの収容人員はいかにすべきか。

答 ダブルベッド数1につき 収容人員 2人  
セミダブルベッド数1につき 収容人員 1人

問3 タクシー会社の収容人員の算定はいかにすべきか。

答 交替制勤務の場合、片番の数の多いほうと常時勤務者の数とを合算して算定する。

問4 住居部分の居住者の収容人員の算定について

次図の場合、収容人員の算定はいかにすべきか。

例図1

(16)項イ		
2F	住 居	住居と(4)項の複合用途防火対象物の場合
1F	(4) 項	

例図2

(16)項イ		
3F	住 居	
2F	(15) 項	(4) 項、(15)項、住居の複合用途防火対象物の場合
1F	(4) 項	

例図3

(4) 項		
2F	住 居	住居は(4)項に吸収され、全体が
1F	(4) 項	(4) 項の防火対象物となる場合

答 主たる用途判定の例により算定されたい。したがって、設問の例図1から3までについては、いずれも住居部分を除いて算定するもの。

問5 ローラースケート場の収容人員の算定はいかにすべきか。

答 当該部分の床面積を  $3\text{ m}^2$  で除して得た数とする。

問6 削 除

問7 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物で、人工透析のためのベッドは、病床数として算定してよいか。また、リハビリ室は、どのように算定するか。

答 前段：お見込みのとおり（透析に相当の時間を要するため）。

後段：当該部分の床面積を3m<sup>2</sup>で除して得た数とする。

なお、主として入院患者のみが使用する場合は、令第25条の適用についてのみ算定する。★

問8 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物でデイサービス部分の収容人員は、どのように算定するか。

答 当該施設で収容人員を定めている場合は、その数により、その他の場合は食堂部分を含め当該部分の床面積を3m<sup>2</sup>で除して得た数とする。★

問9 令別表第1(15)項の防火対象物の上階にある会議室を当該防火対象物の従業員のみが使用する場合、防火管理者選任要否については、従業員のみの数で算定すればよいと思われるが、避難器具の場合の算定は当該階の従業員のみか、会議室を令別表第1(1)項の算定方法によるか、又はその他の部分として3m<sup>2</sup>で除して算定するのか。

答 防火管理者選任要否の場合は、従業者の数と従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3m<sup>2</sup>で除して得た数を合算し、従業者が移動して当該会議室を使用する場合は当該部分の収容人員は算定しない。また、避難器具設置要否の場合は、階ごとに算定し当該会議室の部分を3m<sup>2</sup>で除して得た数を加算する。

（昭和48.10.23 消防予第140号、消防安第42号）

ただし、その数が従業員の数よりも大きい場合は、この限りでない。

問10 令別表第1(3)項ロの防火対象物の和室等のうち堀座卓（いわゆる掘りごたつ席）がある場合の収容人員はどのように算定するか。

また、カウンター席がある場合の収容人員はどうか。

答 前段：座卓部分の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）により算定する。

後段：カウンターの正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）により算定する。

## 第5 防炎規制

問1 (削除)

問2 令第4条の3第1項に定める防炎防火対象物において使用される「のれん等」は、防炎規制の対象となるか。

答 お見込みのとおり。

ただし、火災予防上支障のないもの（下げ丈おおむね1m未満で、かつ、面積2m<sup>2</sup>以下）にあっては、この限りでない。

問3 市販されている合板には、普通合板の他に表面にオーバーレイ、プリント、塗装等を施した化粧合板のような日本農林規格JASに規定されている特殊合板等があるが、これらの特殊合板を展示場、舞台等で使用する場合、令第4条の3に規定する展示用の合板及び舞台等において使用する大道具の合板に該当するか。

答 お見込みのとおり。 (平成7年2月21日付け消防予第26号)

問4 高層建築物、地下街、防炎防火対象物等に設置されている昇降機（エレベーター）の床面及び壁面に内面保護等の目的で敷物等を使用する場合、防炎性能を有するものを使用しなければならないか。

答 お見込みのとおり。ただし、敷物の大きさが、おおむね2m<sup>2</sup>以下のもの、又は合成樹脂製床シートで床に接着されたものについては、この限りでない。

(平成7年2月21日付け消防予第26号)

## 第6 防火管理

問1 公営アパートなど官公庁による管理がなされている防火対象物における防火管理についてご教示願いたい。

答 県営、市営などの公営アパートの場合、その管理を掌る住宅管理課長、管理権原者から委託を受けたもの（指定管理者等）又はその職に相当する者を防火管理者として選任し、その補助者として、各団地の担当者を置くよう指導すること。

又、消防計画は各団地ごとに作成し団地単位で消防訓練を実施するよう指導すること。

問2 市営アパート等の消防計画の提出について、防火管理者である住宅管理課長等が一括して提出が可能かどうか。

答 問1による。

## 第7 共同住宅等の特例基準

問1 共同住宅に係る旧特例基準が適用されていた防火対象物が使用開始後用途変更を行い（ただし、構造等は変更しない。）令別表第1(5)項以外の用途となった場合の消防用設備等の取扱いについてはいかにすべきか。

答 次の通達によられたい。

### ● 共同住宅等に係る特例基準の運用に関する疑義について (昭和58年7月11日消防予第132号)

問 標記について、大阪市消防局長から別添のとおり照会の依頼がありましたので、ご教示下さい。

#### 別添

共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（昭和50年5月1日付消防安第49号。以下「特例基準」という。）により、消防法施行令（以下「令」という。）第32条の規定による特例をしていた防火対象物が、使用開始後用途変更を行い（ただし、構造等は変更しない。）令別表第1(5)項以外の用途となった場合の次のことについて御教示願いたい。

#### 1 変更後の用途が、(5) 項以外の非特定防火対象物の場合

(1) 消防法（以下「法」という。）第17条の3第1項でいう、用途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等の技術上の基準に関する規定（以下「従前の規定」という。）には、令第32条の規定も含まれることから、（用途変更後も特例基準に定める構造要件を維持する限り）法第17条の3第1項の規定により、法第17条の2の5第1項かつこ書の消防用設備等についてのみ、変更後の用途に応じて設置すれば足りると解してよいか。

(2) 特例基準に適合する場合は、本則により消防用設備等を設置したものと同様に取扱うことから、法第17条の2の5第1項かつこ書の消防用設備等についても、（特例基準に定める構造要件を維持する限り）用途変更前の基準により設置されれば足りると解してよいか。

(3) 特例基準は、従前の規定となるが、当該特例基準は構造要件だけではなく用途も規定していることから、用途変更を行った場合には（構造要件を維持していても）従前の規定に適合しないことになるので、法第17条の3第2項第1号の規定により、変更後の用途に応じた消防用設備等を設置しなければならないと解してよいか。

(4) 前（3）に該当し、原則として設置しなければならない場合であっても、変更後の実態に応じて令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備等一定の消防用設備等の設置を要しないとして取扱ってよいか。

#### 2 変更後の用途が特定防火対象物となった場合は、法第17条の3第2項第4号の規定により、従前、特例基準を適用していたと否とにかかわりなく、当該変更後の用途に応じた消防用設備等を現行の基準により設置しなければならないと解するがいかが。

なお、この場合にあっても、前1、(4)に準じて取扱ってよいか。

答 1 (1)、(2)、(3)～(1) によられたい。

(4)～(1) により承知されたい。

2 前段～お見込みのとおり。

後段～変更後の実態が示されていないため判断しがたいが、原則的には個々の防火対象物の具体的な状況により又は特殊な消防用設備等の出現により、消防法施行令（以下「令」という。）第2章第3節の規定による消防用設備等を設置した場合と同等以上の効果があると認められる場合には、消防長又は消防署長が個々に判断をして令第2章第3節に規定する技術上の基準の適用除外を認めてさしつかえない。

問2 共同住宅に係る旧特例基準を適用していた防火対象物が令別表第1(5)項以外の用途となった場合の取扱いはいかにすべきか。

1 例図1のように、変更後の用途が(5)項以外の非特定防火対象物となった場合

(1) 用途変更後において、それぞれの防火対象物が旧共同住宅の特例基準の構造要件等（以下「構造要件等」という。）に該当する場合

(2) 用途変更後において、(5)項の防火対象物は構造要件等に該当するが、(15)項及び(13)項の防火対象物は構造要件等に該当しない場合

(3) 用途変更後において、それぞれの防火対象物が構造要件等に該当しない場合

(4) (1)から(3)までにおいて、令又は条例の規定により、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備又は自動火災報知設備がそれぞれ必要となる場合

例図1

変更前 (5) 項口		変更後 (16) 項口	
7 F	PH	1,400 m <sup>2</sup>	PH
6 F		20 m <sup>2</sup>	(5) 項口
5 F		180 m <sup>2</sup>	(5) 項口
4 F		180 m <sup>2</sup>	(5) 項口
3 F		180 m <sup>2</sup>	(5) 項口
2 F		250 m <sup>2</sup>	→ 15 項
1 F		230 m <sup>2</sup>	→ 15 項
			→ 13 項イ
		31人	
		17人	
		12人	

2 例図2のように、変更後の用途が特定防火対象物となった場合の前(1)から(4)までについて

例図2

変更前 (5) 項口		変更後 (16) 項イ	
7 F	PH	1,400 m <sup>2</sup>	PH
6 F		20 m <sup>2</sup>	(5) 項口
5 F		180 m <sup>2</sup>	(5) 項口
4 F		180 m <sup>2</sup>	(5) 項口
3 F		180 m <sup>2</sup>	→ (3) 項口
2 F		250 m <sup>2</sup>	→ (3) 項口
1 F		230 m <sup>2</sup>	→ (4) 項

答1 (1) (5)項口の防火対象物については、従前のままで差し支えない。(15)項及び(13)項イの防火対象物については、法第17条の2の5第1項かつこ書の消防用設備等（以下「消火器具等」という。）を設置させる。

(2) (5)項口の防火対象物については、従前のままで差し支えない。(15)項及び(13)項イの部分については、消火器具等についてはそれぞれ用途変更後の基準を適用し、その他の消防用設備等については、(15)項又は(13)項イの基準に不適合の場合は、それぞれ旧用途の基準（特例は認めない）を適用する。

(3) それぞれの用途の基準を適用する。ただし、(15)項及び(13)項イの部分については、消火器具等以外の消防用設備等については(15)項又は(13)項イの基準に不適合の場合は、それぞれ旧用途の基準を適用する。  
((5)項口の基準を適用する場合は、特例は適用しない。)

なお、(16)項口として法令の規定を適用する場合も同様である。

(4) (1)又は(2)の場合は、設置緩和して差し支えない。

(3)の場合は、設置緩和することはできない。

なお、(1)及び(2)の場合における収容人員については、(5)項口の収容人員と用途変更後の防火対象物の収容人員とは、合算しないものとする。

従って、(15)項の収容人員29人となり、非常警報設備については、無窓階とならない限り、設置対象外となる。

ただし、防火管里者の選任の要否については、合算するものとする。

答2 (1) (5)項口の防火対象物については、従前のままで差し支えない。(3)項口及び(4)項部分については、それぞれ用途変更後の基準を適用する。

(2) (1)と同様

(3) それぞれの用途の基準を適用する。

(4) (1)又は(2)の場合、(5)項口の防火対象物については、設置緩和して差し支えない。

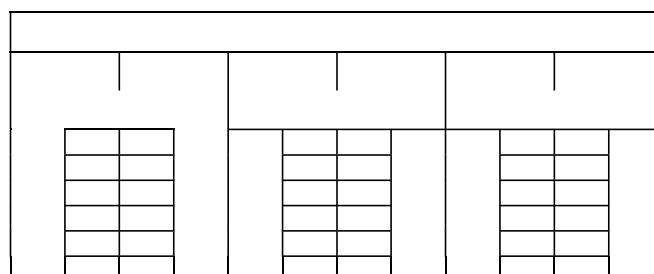
(3)の場合は、設置緩和することはできない。

なお、収容人員の算定については、前1と同様とする。

※ 用途変更部分のみ新基準。他の(5)項口は関係なし。

### 問3 共同住宅の特例基準に係る疑義について

昭和47年に新築され、昭和36年8月16日付自消予発第118号の共同住宅の特例基準に該当していた対象物が、3階以上の住戸について70m<sup>2</sup>以上になるように改造された。この場合、昭和50年5月1日付消防安第49号の特例基準を満たしていれば同49号特例を適用してもよいか。



答 お見込みのとおり。ただし、49号特例に適合していないければ3階以上の部分に消火器の設置を指導されたい。

## 【解説】

昭和36年8月1日白消乙予発第118号共住特例では、3階以上の階にある戸についてはその床面積が70m<sup>2</sup>以下である場合に限り、令第10条第1項第5号の規定にかかわらず消火器具を免除できる規定があった。よって、本件答前段は面積制限が崩れたことに対するものである。

### 問4 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例に係る消火器具の取り扱いについて

標記の件については、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（通知）」（平成7年10月5日付消防予第220号。以下「220号通知」という。）第4.1.(1)により取り扱っているところですが、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例に係る質疑応答について」（平成8年10月1日付事務連絡）第1.4(1).Q4の回答によれば、共同住宅等の戸、共用室又は管理人室に設置する消火器具として、住宅用消火器を設置すべき旨示されている。これは、特例を適用する共同住宅等の戸、共用室及び管理人室については、消防法施行規則（以下「規則」という。）第6条の規定の例によらず、すべて住宅用消火器を設置すべきと解してよいか。

答 220号通知第4.1.(1)の規定は、消火器具の設置については、原則として規則第6条の規定の例によるものとしており、ただし書きとして、戸、共用室及び管理人室ごとに住宅用消火器を設置した場合は、これらの室の出入口から歩行距離20m以内の共用部分には消火器具の設置義務はなく、戸等（戸、共用室及び管理人室を除く倉庫、機械室、電気室など）の部分及び歩行距離20mでカバーできない共用部分にあっては、一般の消火器を設置すべきとの趣旨である。

したがって、設問については、戸、共用室及び管理人室には、すべて住宅用消火器を設置すべきということではなく、共同住宅等の対象物全体について規則第6条の規定の例によるか、あるいは、ただし書きの規定を適用するか、のいずれをも選択可能であると解されたい。

しかしながら、住宅用消火器については、その構造がメンテナンスフリーとなっていることから、関係者によって外観点検がなされ、かつ、有効期限内（約5年）の取り換えることを前提として定期的な点検が免除されているものの、関係者に対し有効期限内に消火器を交換するよう指導することは相当困難であることが予想されるところである。

よって、消火器具の設置指導に際しては、これらのことと申請者等に十分理解させることが必要不可欠である。

なお、既に住宅用消火器を設置している対象物について、消火器の交換時に規則第6条の規定による設置に変更することは差し支えない。

また、消防同意の際、住宅用消火器の設置で特例申請した対象物であっても、工事中のものについては、申請者等の意向により規則第6条の規定による設置に変更することを認めて差し支えないものである。

（関係通知）

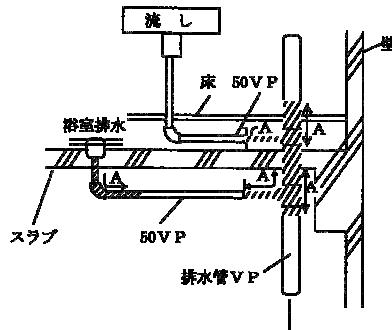
（卷末資料「共同住宅の特例基準」参照）

- ①「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（通知）」  
(平成7年10月5日付消防予第220号) 第4.1. (1)
- ②「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目について」  
(平成8年7月17日付消防予第145号) 9. (1) .ウ
- ③「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例に係る質疑応答について」  
(平成8年10月1日付事務連絡) 第1.4. (1) .Q1、Q2及びQ4

## 第8 令8区画及び共住区画を貫通する配管の取扱いについて

問1 排水管が耐火構造の床又は壁を貫通する場合の立管及び横引管の規制について次のとおり取扱ってよいかご教示願いたい。

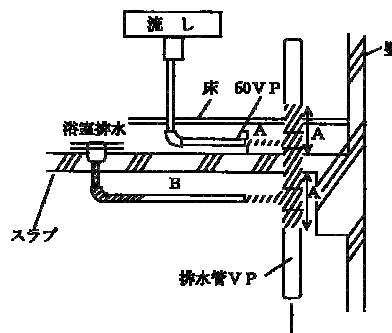
- (1) 上下の住戸間の床を貫通する場合。但し、浴室排水に鉄製トラップを使用する場合。



$A \geq 1\text{ m}$

Aは鋼管又は安全センターの性能評定を受けた管を使用する。

- (2) 上下の住戸間の床を貫通する場合。但し、浴室排水に鉄製以外のトラップを使用する場合。



$A \geq 1\text{ m}$

A・Bは鋼管又は安全センターの性能評定を受けた管を使用する。

答 お見込みのとおり。

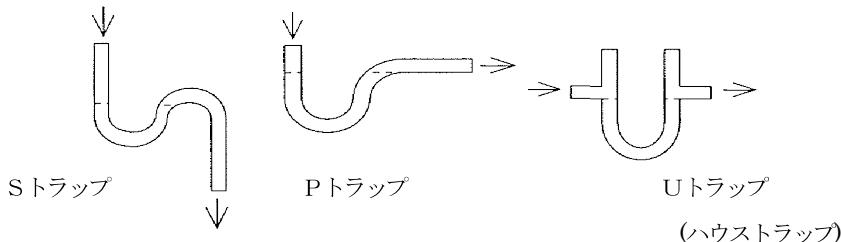
問2 令8区画等を貫通している部分及びその両端1m以上の範囲は鋼管等を使用することとされているが、次の場合、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続してよいか。

- (1) 卫生機器の材料は、不燃材料である。  
(2) 排水管と衛生機器の接続部には、塩化ビニール製の排水ソケット及びゴムパッキンが用いられているが、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われている。

答 さしつかえない。（「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」（平成19年10月5日付け消防予第344号）別添）

### トラップ trap (参考)

水封によって汚染物質の流入を阻止する器具。下水又は他の系統の排水管などから悪臭や汚染された空気、ガス体などが逆流するのを防ぐために器具接続管部又は屋内排水末端部に設けられる。(1) 単に管部をS形やP形やU形などに曲げて水封を図ったもの、(2) トラップや器具自体に水封装置を施したもの：椀トラップ、ベルトラップ、(3) 油やガソリンなどの汚染物質を発生させる流体に対する防護を考慮したもの：油トラップ、ガソリントラップなど種々のものがある。「防臭弁」ともいう。



## 問2 削除

問3 共同住宅等特例基準（220号通知）を適用する場合のパイプスペース内の配管規制について次のとおり取り扱ってよいか。

#### ア スラブ上ころがし配管の場合

立管が鋼管又は性能評定配管であれば、横引管の材質及び貫通する穴相互の離隔距離は問わない。

(条件)

パイプスペース内は

- (ア) スラブ打ちされ、点検扉は防火設備以上とすること。
- (イ) 貫通部のすき間は、モルタル等不燃材料で完全に埋め戻すこと。

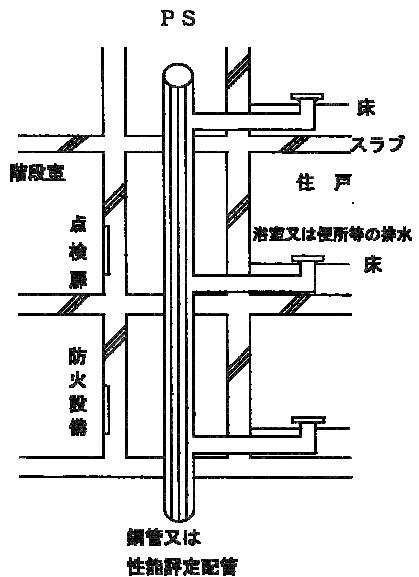
#### イ 天井内配管の場合

立管及び横引管が鋼管又は性能評定配管であれば、貫通する穴相互の離隔距離は問わない。

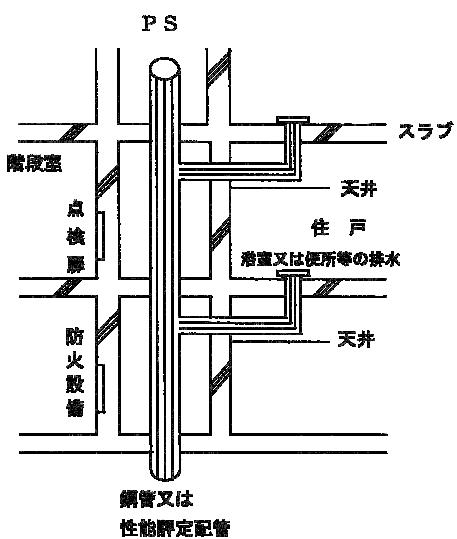
(条件)

- (ア) スラブ打ちされ、点検扉は防火設備以上とすること。
- (イ) 貫通部のすき間は、モルタル等不燃材料で完全に埋め戻すこと。

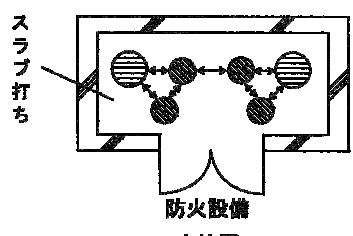
ア (スラブ上ころがし配管)



イ (天井内配管)

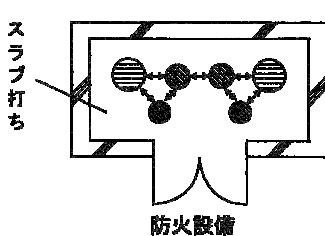


PS



● 鋼管  
● 性能評定配管

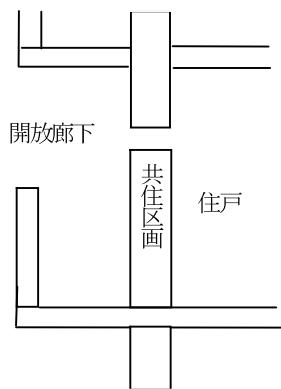
PS



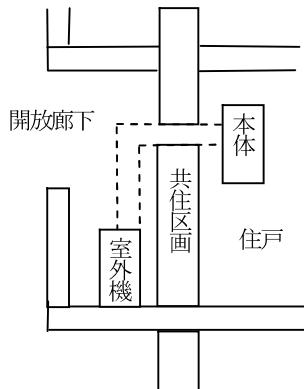
答 お見込みのとおり。

問4 開放廊下に入居後のための冷媒管用スリーブ  $\phi 100$  を設けることは可能と思料するが、冷媒管を設置時の配管貫通処理「53号通知」(平成7年3月31日付消防予第53号) は必要か。

スリーブのみ



冷媒管貫通



答 平成8年7月17日付消防予第145号7. (2) により必要ない。

## 第9 建築物の高さのとらえ方

問1 消防法第8条の2及び第8条の3に係る建築物の高さのとらえ方についてご教示願いたい。

答 軒の高さでとらえる。